

令和2年度榎原市一般会計歳入歳出決算に、 不認定の立場で討論を行いました。

13番、うすい卓也です。認第1号令和2年度榎原市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、不認定の立場から討論いたします。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、自治体にとっても手探りの状況下で様々なことが制限された一年でした。一方で、市民の皆さまにとっては、「有事の際に、自分たちの住んでいる街がどれだけ自分たちに寄り添ってくれるのか」と、今まで以上に榎原市の対応に目を向けることになった一年でもありました。僕はその成績表が、この決算書だと考えています。

本市では、市税等が減収となりましたが、地方消費税交付金の増収や、新型コロナウイルス感染症対策に伴う国庫支出金等の収入があったため、歳入総額は増収となり、実質収支比率は3.4ポイント、経済収支比率は2.2ポイント、公債費比率は0.9ポイント改善されています。

榎原市は、その分を果たして市民のためにしっかりと使えたのでしょうか。前任期から議員としての役を預かる議員諸氏の皆さまは、昨年的一年間、市民の皆さまから榎原市のコロナ対策に不満や心配の声、時にはお叱りの声を頂いたことを、身を以って覚えていらっしゃると思います。苦しい時でも納めていただいた税金は、今こそ市民のために使うべきです。その中で本来守るべきである市民生活のために使わず、榎原市の財政状況を良くするために残すという行為は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、」という地方自治法第一条の二からも外れることとなります。

また、執行した予算についても問題があります。特に、教育費です。令和2年度の『主要

施策の成果及び予算執行の実績報告書』において、「GIGA スクール」という文言が使用されている予算は、全部で 7 項目あります。その総額は8億2143万6704円にもものぼります。それにも関わらず檀原市は、市内全域は言うまでもなく、1つの学校、1つの学年ですら双方向のオンライン授業が出来る状況にはなっておりません。

令和2年度の『教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書』の「学識経験者からの指導及び助言」にも、「ICT を使いこなすことはまだまだ進んでいない」「ICT は、外部の力を借りなければ学校だけでは動かない」「先生だけの閉鎖的な環境では難しくなる」「教育環境が GIGA スクール構想を含めて変化していく中で、社会的ニーズに応える必要がある」「成果、活動の見える化に課題がある。例えば、奈良市ではツイッターで各学校を紹介し、GIGA スクール環境を活用した子ども達の学習の様子などを積極的に発信している」と、厳しい意見が並んでいます。

学識経験者の意見だけではありません。先日、ある市内中学校の3年生が、学校での電子黒板を使ったモデル授業の様子を教えてくださいました。それは、学校の教室で、教科書に書いてある数学の公式を、電子黒板にただ映しただけだったので、誰も黒板を見ず、教科書を見ていたそうです。その生徒から「あれって何の意味があるの?」と聞かれて、僕は何も答えることが出来ませんでした。

檀原市は、「ワクチンの接種が進めば、コロナは終息し、オンライン環境の整備は必要なくなる」とお考えなのかもしれませんが、これは決して一時的なコロナ対策ではありません。不登校対策や引きこもり対策にも繋がっていくのです。熊本市では、「オンライン授業を行うことで不登校の生徒が参加できた」という報告が相次いで寄せられたそうで、NHK にも取り上げられています。

一言で「不登校」と言っても、部屋から出られない子ども、家から出られない子ども、学校に行けない子ども、学校に行けるけれど教室には入れない子どもと、様々な形があります。例えば市内のある中学校では、学校には行けるけれど教室に入れない生徒を、学年を分けず一教室に集めて、自習のような形で学習をさせています。「自習形式だから授業

内容にはついていけないし、担当の教科が異なる先生だと質問対応もしづらい」と、実際にそこに通うお子さんが僕に教えてくれました。もし檀原市が、授業のライブ配信が出来る環境を整えていたのなら、そういった生徒たちのフォローをこれまでも、そしてこれからも出来たのです。

最初の緊急事態宣言の発令から本日で535日目。総額8億2143万6704円をかけて、1つの学年ですら双方向のオンライン授業ができず、不登校の子ども達の学びの保障に繋がるライブ授業の環境も整備せず、生徒全員を1つの教室に集めて、すでに教科書に書いている内容を、わざわざ先生が電子黒板に映す。これが教育長、あなたの考えるGIGAスクール構想ですか。適切な予算の執行とは到底考えられません。

改めて今、僕は「決算の不認定」という立場から討論を読んでいます。その行為は、昨年度の檀原市の働きを認めないという非常に重い判断を下すものですし、「決算は使ったお金のことだから、不認定には意味がない」という、後ろ向きのメッセージとして考えられる方もいらっしゃるかもしれません。しかし平成30年4月1日より、総務省自治行政局行政課の「議会は議会としての監視機能を適切に発揮すべき」という考え方から、地方自治法等の一部を改正する法律が施行されました。これにより、「決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて、長が必要と認める措置を講じた時は、その内容を議会に報告し、市民に公表する」という新しい規定が整備されました。

つまり、ここにいらっしゃる議員諸氏の皆さまの判断を以って、市長による措置を促すことで、檀原市民の生活への還元や檀原市の未来を支える子ども達の学校環境が改善される可能性があり、それを市民の皆さまにお伝えできるのです。

9月議会の一般質問や委員会でも、コロナ対策や子どものこと、教育に触れられている議員さんが多くいらっしゃいました。だからこそどうか、ただ要望をするだけでなく、表決という目に見える形で、党派や会派の枠を超えて、コロナ禍における檀原市民への還元や、子ども達の学校環境の改善が必要であると共感していただける議員諸氏の皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。